

延岡水郷鮎やなの存続と都市・地域再生等利用区域の指定について

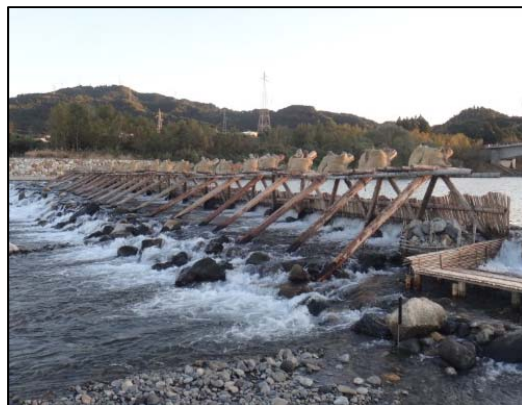
延岡河川国道事務所 河川管理課 ◎吉山 学
河川管理課 ○溝口 寛大

1. はじめに

300 年以上の歴史を持つ「延岡水郷鮎やな」が「都市・地域再生等利用区域の指定」（以下、区域指定）制度を適用することでより一層の河川の賑わいを創出した事例について、五ヶ瀬川のかわまちづくりの経緯を交えて報告をする。

2. 五ヶ瀬川かわまちづくりについて

延岡市は五ヶ瀬川、大瀬川など複数の河川が市街地を貫流し、その街並みは「水郷のべおか」と称されている。五ヶ瀬川と大瀬川に囲まれた川中地区では 300 年以上の歴史を持つ「鮎やな」（写真－1）をはじめ、貴重な歴史的治水施設である「畳堤」が現存している。近年では「五ヶ瀬川イカダ下り大会」「リバーフェスタのべおか」など川にまつわるイベントが開催されており、水環境と共存した人々の暮らしが成り立っている。



写真－1 鮎やな

五ヶ瀬川の「かわまちづくり計画」は延岡市、関係機関、地域住民が連携し、五ヶ瀬川らしさを活かしたまちづくりを推進していくことを目的としている。五ヶ瀬川の「かわづくり」と延岡市の「まちづくり」が一体となった「かわまちづくり」は、五ヶ瀬川の持つ魅力と延岡市の街の魅力をつなぎ、五ヶ瀬川の持つ特色を取り込んだ具体的な整備や利活用・維持管理を計画・実践していくことによって地域の活性化に取り組んでいくものである。

3. 五ヶ瀬川かわまちづくりにおける鮎やなの位置づけ

3. 1 五ヶ瀬川かわまちづくりの検討経緯

平成 24 年 10 月に地域住民、学識者、延岡市、宮崎県、国土交通省の連携のもと、「五ヶ瀬川かわまちづくり検討会」（以下、検討会）が設立された。検討会では五ヶ瀬川を軸とした地域の活性化や地域交流の促進、河川空間利用者の安全性向上などの議論を行い、平成 25 年 1 月に「五ヶ瀬川かわまちづくり計画書」（以下、計画書）が策定された。平成 25 年 3 月には国土交通省が市町村の

河川や水辺の整備・利活用計画を支援する「かわまちづくり支援制度」に延岡市が申請を行い、登録がなされた。

平成 25 年 5 月には五ヶ瀬川かわまちづくりの実践組織となる「天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会」が設立され、拠点ごとの具体的な利活用と整備計画、維持管理方策を部会で検討した。(図-1)

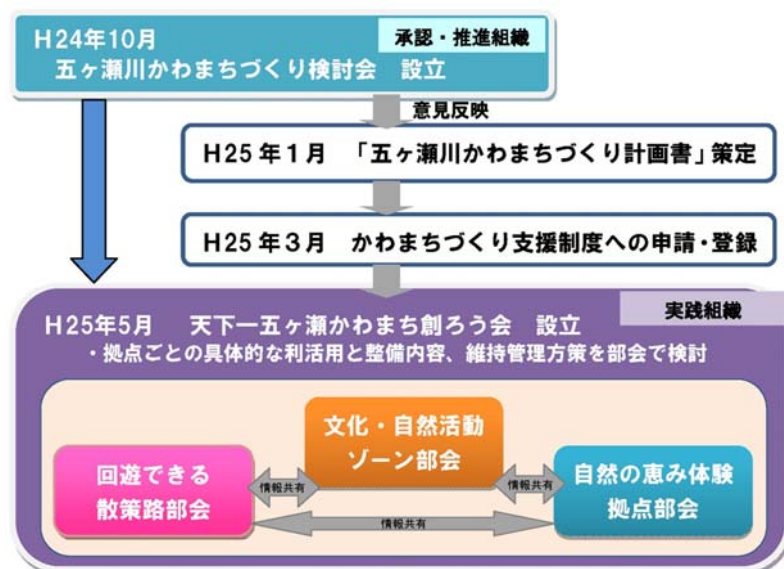


図-1 五ヶ瀬川かわまちづくり検討会

3. 2 五ヶ瀬川かわまちづくりの対象拠点

検討会の協議の中で、「延岡の街の魅力と五ヶ瀬川の魅力」をつなぐことを目的に、かわまちづくりにおける3つの対象拠点が位置づけられた。(図-2) 第1に川中地区を一周する「回遊できる散策路」、第2に五ヶ瀬大橋上流付近の水辺空間を活用した「文化・自然活動ゾーン」、第3に大瀬大橋下流付近の「自然の恵み体験拠点」が設定された。設定された拠点はそれぞれの特性を踏まえたコンセプトに基づき、取り組みを進めている。

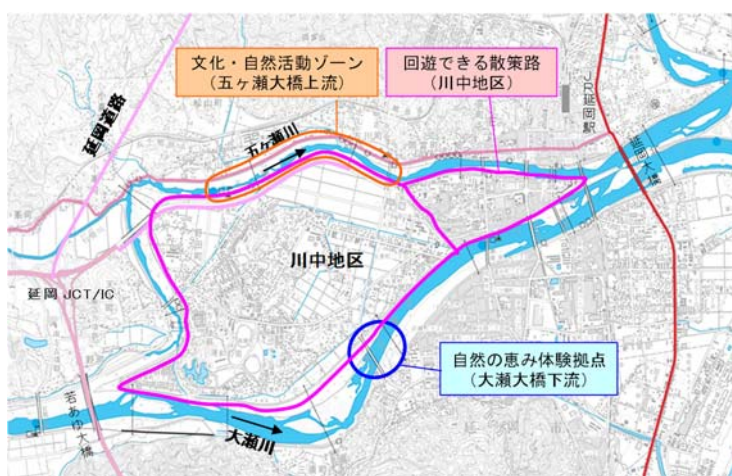


図-2 五ヶ瀬川かわまちづくり体験拠点

かわまちづくりにおける「鮎やな」は「自然の恵み体験拠点」に位置づけら

れており、鮎やな食事棟の年間利用等の検討や新たな憩いの広場の創出等を目的として整備と連携を図っている。利活用の方向性として、「鮎やな」を中心とした観光振興の取り組みや広場の年間を通した利用を目標としている。

3. 3 鮎やなの観光施設としての側面

「鮎やな」は本来、伝統漁法である。しかし、現在では伝統漁法だけの位置づけではない。延岡市は、平成 29 年 3 月に策定した「第 3 次延岡市観光振興ビジョン」の中で「鮎やな」を「観光資源を活かす場所（スポット）」として重点観光地に選定している。また、秋になると、延岡市を東西に貫流する大瀬川においては、「鮎」を「鮎やな食事棟」で提供するスタイルがとられている。（写真－2）



写真－2 鮎やな食事棟の様子

このように延岡市では「鮎やな」を中心とした観光振興に取り組んでいることから、「鮎やな」は「観光施設」としての側面を持っている。

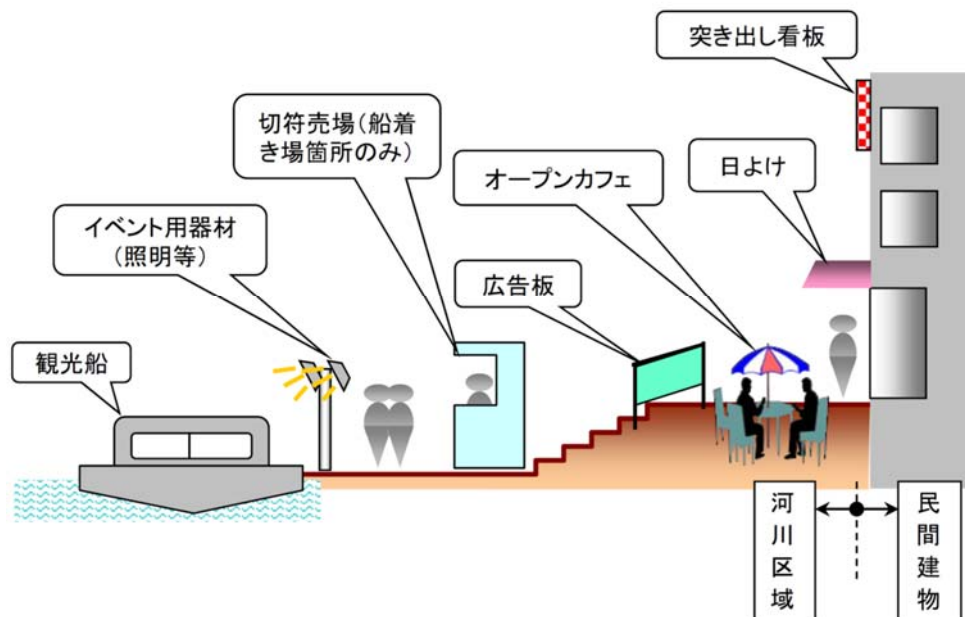
3. 4 鮎やなが抱えている課題

「鮎やな」と「鮎やな食事棟」は河川区域内に設置されるため、河川法上の占用許可が必要である。しかし、従来の占用許可では食事棟も鮎やなシーズンの一時的な期間に限定されており、常設は認められていなかった。そのため、食事棟は鮎やなシーズンごとに解体撤去を繰り返していた。結果として運営費がかさみ、また、食事棟が常設されていないことから観光施設としての効果的な PR ができていなかった。

4. 都市・地域再生等利用区域の指定について

4. 1 制度の特色

平成 23 年に河川空間のオープン化（図－3）を図り、都市及び地域の再生等に資することを目的として河川敷地占用許可準則の一部改正がなされた。この改正により、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能にするための特例が追加された。以前まで認められていなかった民間事業者等による河川区域内での営業活動が可能となった。



図－3 河川空間利用のイメージ

4. 2 制度の取り組み

検討会で策定された計画書の整備目標に、「自然の恵み体験拠点」を観光拠点として位置づけ、年間の利活用を行うことが目標として掲げられていた。具体的には、河川区域内の鮎やな食事棟の常設化を図り、高水敷のオープンスペースを有効に活用していきたいという計画が立てられていた。年間を通して利活用するためには「都市・地域再生等利用区域」制度を活用することが有効な解決策になり得るとして、河川管理者である国から市及び観光協会に対して「区域指定」制度を紹介し、適用を行うべく後述の協議会等を交えて共同して取り組みを進めていった。

4. 3 制度適用のねらい

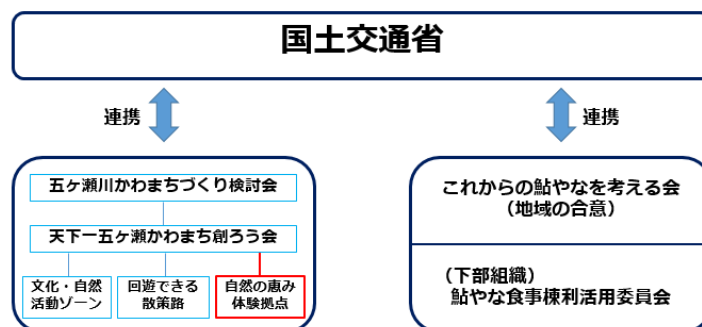
「区域指定」制度適用のねらいは営利活動を行う事業者等による河川区域内での営業活動が可能になることである。区域指定された箇所での営業活動が認められれば、営利行為を行う食事棟の常設化が可能となる。したがって、鮎やなシーズンごとに食事棟の解体撤去を行う必要がなくなり、費用の問題も解消される。また、常設化した食事棟を鮎のオフシーズンにイベントやレクリエーション等で活用されることにより、年間を通して河川敷地一帯の賑わいが創出され、拠点整備の促進にもつながることが想定された。

5. 制度を適用する上での合意形成と協議会の動き

5. 1 合意形成

区域指定の主な要件として、利用区域及び利用方針の決定にあたり地域での合意形成が必要となる。具体的な手法として、河川管理者や地方公共団体で構成する協議会を活用する方法や地元市町村への同意を得る方法がある。合意形成を得

るために地域住民への周知や意見提出の機会を確保し、必要な要素の決定を行っていく。今回の事例では協議会（図－4）を活用し、合意形成を図った。



図－4 合意形成の方法

5. 2 合意形成のための協議会

300年以上の歴史を持つ「鮎やな」について、若者の川魚離れや来客者の減少等の課題に対応するため、漁協、観光協会、行政関係及び学識経験者などを委員として平成21年の時点で「これからの鮎やなを考える会」（以下、考える会）が設置されていた。活動内容として、鮎やなのあり方について議論を行い、市民からの意見を募ることを目的とした「伝統鮎やなシンポジウム」の開催、鮎やな事業の状況報告等を行っていた。

この「考える会」の中でも食事棟の通年設置の議論がなされていたこともあり、区域指定を受ける方向で話を進めていった。区域指定を受けるには施設の利用方法や利用基準等を協議する必要がある。「区域指定」制度における合意形成を図る協議会として機能させるために、「考える会」の下部組織として「鮎やな食事棟利活用委員会」（以下、委員会）が設置された。委員会では利活用計画が策定され、食事棟利用対象者や料金等の基準をとりまとめた。（写真－3）同基準に基づき、市から国に対して、鮎やな食事棟利活用に関する「社会実験」の要望書が提出され、2箇年にわたり社会実験が実施された。



写真－3 委員会の様子

6. 取り組みの成果

平成 26 年 12 月から平成 28 年 9 月まで社会実験の取り組みとして通年で仮施設を設置したところ、各種イベントの主要施設や河川環境学習として様々な目的で使用し、食事棟におけるオフシーズンの利活用の裾野が広がった。さらに、東九州自動車道が北九州～宮崎間において全線

開通し、ストック効果が発揮されたこともあり、鮎やなシーズンの利用者数も平成 27 年に史上最多となる 22,447 人を記録し、五ヶ瀬川における「かわまちづくり」活動の成果が認められる結果となった。(図-5)

以上の経過を経て、河川敷地の利用計画に地域の合意があったと判断されたことから、平成 28 年 11 月 30 日に国から市に対して区域指定の通知がなされた。この指定を受けたことで、通年で営業活動を行う事業者による河川敷地の使用が可能になり、河川敷地利用の可能性が広がった。(写真-4)

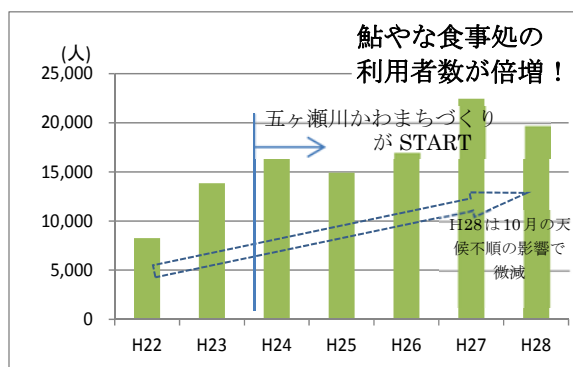


図-5 鮎やな食事棟利用者数



写真-4 指定を受けた区域

7. おわりに

「区域指定」という制度は様々な可能性を持っているが、地域に利用してもらうきっかけを作ることがこの制度を利用する上での難しいポイントである。今回、この制度を適用できたのは普段から五ヶ瀬川のかわまちづくり等を共同して取り組み、河川管理者が地域の課題を知りうる機会を得ていたからである。また、区域指定されたことにより、延岡市の伝統的な文化を支えることに協力できた点は、区域指定の利用形態がオープンカフェやイベント施設が多い中で、全国的に稀少な事例であると言える。

今回の「区域指定」により、延岡市の重要な観光資源を活かす仕組みをつくることができたのは、五ヶ瀬川の「かわまちづくり」の効果が十分に発揮されていたからである。今後も、各関係機関と連携して地域活性化や観光振興に寄与できるような取り組みを行う必要があると考えている。